

法廷等の秩序維持に関する法律違反事件記録の取扱及び保存について

昭和27年10月27日訟第447号高等裁判所
長官、地方、家庭裁判所長あて事務総長通達

標記については、左記のとおり取り扱うことと致しましたから、高等裁判所においては同各支部、地方裁判所においては管下支部及び簡易裁判所、家庭裁判所においては同支部にそれぞれ伝達して下さい。

記

一 法廷等の秩序維持に関する規則（以下規則という。）第十七条第二項により事件を抗告裁判所に送付するには、制裁を科する決定書のほか、制裁を科した手続の調書（規則第九条第三項の場合には、当該制裁を科する手続が記載されている調書の抄本）拘束手続書等関係書類を添付する。

二 制裁を科する決定の原本及び事件記録は、制裁を科する裁判をした裁判所が保存し、保存期間は、いずれも五年とする。

制裁を科する決定の原本その他の関係書類が本案事件の記録に綴られているときは、当該記録を下級審もしくは検察庁に送付する際に、これを分離しなければならない。

制裁を科する手続が、規則第九条第三項により公判調書の一部に記載されているときは、その抄本を保存する。